

温泉行政の諸課題に関する懇談会（第4回）

<議事要旨（案）>

1. 日 時：平成18年10月6日（金）15：30～17：40
2. 場 所：霞山会館「霞山の間」
3. 出席委員：9名（五十音順、敬称略）
  - 石川 理夫 温泉評論家
  - 今橋 正征 東邦大学名誉教授
  - 岡部 昭典 静岡県健康福祉部生活衛生室長
  - 岡村興太郎 （社）日本温泉協会常務理事
  - 甘露寺泰雄 （財）中央温泉研究所所長
  - 菊地 邦雄 法政大学人間環境学部教授《座長》
  - 竹村 節子 （株）現代旅行研究所専務取締役
  - 前田 真治 国際医療福祉大学・大学院リハビリテーション学領域教授
  - 村田 彰 流通経済大学法学部教授（法学部長）
4. 環境省側：富岡自然環境局長、泉自然環境局総務課長、  
中野自然環境整備担当参事官 他
5. 議 事
  - (1) 温泉資源の保護対策について（温泉研究機関等からの意見聴取）
  - (2) 諸外国の温泉法制度について
  - (3) 温泉行政の諸課題に関する論点整理について
  - (4) その他

（\*なお、会議は公開で行われた。）
6. 議事要旨
  - (1) 議題1「温泉資源の保護対策について」（温泉研究機関等からの意見聴取）
    - 神奈川県温泉地学研究所 板寺一洋主任研究員より、資料3-1「温泉の成因と開発に伴う問題点」に沿って説明。
    - 社団法人全国地質調査業協会 関東地質調査業協会 土屋彰義理事より、資料3-2「温泉資源探査・影響調査と保全」に沿って説明。

<説明者に対する主な質疑、応答>

- Q 神奈川県のパ護対策要綱にある保護地区等については、いつごろ、どのようにして決められたのか。
- A 神奈川県の保護対策要綱は昭和42年に定められたものであり、当時、新しく掘削すると既存の温泉に影響が出ることがわかっている地域があったことから、そのようなケースを参考に保護区を設定したと聞いている。
- Q 箱根において適正採取量で許可していてもゆう出量が減っている源泉があるが、原因は何だと考えるか。
- A 湧出量が減っている原因は、掘削時期の異なる複数の源泉が互いに干渉していることが考えられるが、井戸自体のメンテナンスの問題もあり得ることから、調査を進めている状況である。
- Q 箱根などの古くからの温泉地において大深度掘削が増えている原因は何だと考えるか。
- A 既存の源泉からある程度の距離を置いて、必要な湯量を確保したいという事業者の要望があったものと理解している。
- Q 掘削等による他の源泉への影響調査を的確に行うためには、何が必要と考えるか。
- A 地域における源泉情報のデータベースを築き上げることにより、どの程度の距離でどの程度の量をくみ上げたら影響が生じるか、ある程度予測は可能と考える。そのためにも、揚湯量や温度など測りやすいものは測って蓄積しておくことが重要。

(2) 議題2「諸外国の温泉法制度について」

○村田委員より、資料4「諸外国の温泉法制度について」に沿って、説明。

(温泉成分の再分析について)

- ・ドイツでは、療養水の分析に対する統一的な最低基準が定められており、10年ごとに実施しなければならない。また、簡単な分析を2年ごとにしなければならないとされている。
- ・韓国の温泉法では、水質検査及び成分検査という項目があり、温泉従事者は1年ごとに水質検査、成分検査を受けなければならない。
- ・台湾では、温泉利用・提供事業等は計量設備を設置し、季節ごとに使用量・温度・利用状況等を半年ごとに報告しなければならないとされている。
- ・韓国、台湾については、再分析に関して罰則規定が存在する。
- ・ドイツでは、詳細な検査を10年ごとに行っている。それぐらいのレベルが国際的なスタンダードと考えられるのではないか。

### (3) 議題3「温泉行政の諸課題に関する論点整理について」

○事務局より、資料5「温泉行政の諸課題に関する論点整理について」を説明。

<各委員からの意見等>

～温泉資源の保護～

- ・ 温泉についての科学的なデータを官民協同して収集・研究することが、大きな財産となる。
- ・ 許可基準については、過去の経験を積み重ねた要綱で対応してきたが、対応しきれない場合が出てくる可能性があることから、影響があるか否かの判断手法、判断基準等の指針を検討すべき。
- ・ 影響があったら絶対に許可しないということにはなっていないことで、日本の温泉地開発が進んできた。重要なのは影響というものの考え方である。一方、掘削工事前に影響を調査して影響の有無を完全に把握することは困難と考えられる。
- ・ ある意味では国民の合意での保護地区を増やし、データ以前に保護の網をかけていくことも考えられるのではないか。また、温泉文化の面からも自然ゆう出泉を保護していくための行政的なフォローアップも同時に考えるべきである。
- ・ 大深度掘削など、温泉法が当初想定していたよりも温泉を巡る環境は複雑化しているのではないか。また、資源保護と環境影響に関してある程度広域的なデータの整備が必要ではないか。
- ・ 要綱で国民の権利を規制することには無理があるので、条例に格上げすることも検討すべきではないか。

～適正利用～

- ・ 温泉成分の変化を捉えるための指標となるようなもの、例えば電気伝導度のような検査方法により毎年追跡していくということも考えられるのではないか。
- ・ 浴槽においても主要成分に絞って分析し、明示するような指導及び自主的な努力の推進がなされるべきである。
- ・ 療養泉についての温泉法上の位置付けについても、今後検討が必要ではないか。

～魅力ある温泉地づくり～

- ・ 温泉地全体の活性化には、観光振興も重要ではあるが、多面的な要素が必要であり、健康増進といった面が今後必要となるのではないか。
- ・ 国民保養温泉地をきっちりと位置づけ、活かしていくべき。また、財政支援も含めた何らかの補助をしていくべきであり、省庁を超えた連携が必要である。

～その他～

- ・ 温泉は、大自然から恵まれるものでありこれを上手に使っていくことが重要。
- ・ 温泉事業者が亡くなって事業を相続する場合に、旅館業法や公衆浴場法では、改めて許可を取り直す必要はないが、温泉法では、利用の許可を取り直す必要があるため、規制緩和の流れもあり、取り扱いを検討すべき。
- ・ 利用許可をもらっただけで、廃止、廃業している事業者も結構あり、行政が把握することが困難な場合もあることから、廃業した場合には届け出るという制度も併せて検討すべき。
- ・ 一定量の温泉の量は民法上も保障されなければならないが、それ以上の温泉の量については公的な規制をかけることも可能ではないか。

(4) 第5回懇談会は、平成18年10月27日（金）15時30より開催とされた。